

## 市街地液状化対策事業実施区域に関する液状化対策実施済証明取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日）に伴う地盤の液状化により被害を受けた土地について、液状化を抑制するために本市が施行する事業（以下、「液状化対策事業」という。）に係る、液状化対策実施済証明の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、各号に定めるところによる。

(1) 液状化対策実施済証明 液状化対策事業が実施され、その事業が完了した区域内に所在することの証明をいう。

### (液状化対策実施済証明)

第3条 液状化対策実施済証明の申請をしようとする者は、液状化対策実施済証明願（様式第1号）に必要事項を記入の上、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは証明書を交付するものとする。

### (手数料)

第4条 液状化対策実施済証明に係る手数料は、地方自治法（昭和22年法律第67条）第27条の規定により、千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15条）に定める「その他の証明」によるものとする。

2 国又は地方公共団体の機関が第3条第1項の申請を行った場合は、千葉市証明等手数料条例（昭和22年千葉市条例第15条）第5条の規定により、手数料を免除する。

### (補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める

### 附則

この要領は、令和2年8月3日から施行する。